

# CU三多摩ニュース No.55

2020. 2. 20 編集人 宮本 一

コミュニティユニオン東京三多摩協議会

〒185-0034 国分寺市光町 1-40-12

北多摩西教育会館内

Fax 042-571-1166 / 090-2247-1166

Email cu3tama@abeam.ocn.ne.jp

## 多摩・稲城分会シンポジウム開催

### 障害者の権利条約と障害者が働くこと



2月8日、多摩・稲城分会は表題のシンポジウムを34人の参加で成功させました。

分会は組合員の当事者の声を生かし、「障害を持って働くということ」を考えようと企画。シンポジストに『障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会』会長の市橋博さん、多摩市議会議員の安斉きみ子さん、当事者で組合員の間島隆文さん、清瀬わかば会事務局長の小野塚洋行さんを迎え、地域から差別の解消と合理的配慮をめざした取り組みをしようと開催したものです。

市橋さんは障害者の権利条約成立の過程と共に、「障害者にとっての働く意味は①経済的利益、生計を立てる権利、②目的を持ち、物に働きかけ、物を変える、自分を生かす、③人とつながりを持ち、集団をつくる、④働く喜びと、全ての人と共通である。しかし、障害者はこれらに対してハンディを持つ。『合理的配慮』とは、配慮してあげるではなく、権利を保障するためにしなければならないこと。」と、自らの経験も交えて分かり易く話しました。

また、安斉さんは「議会では党派を超えて、当

事者の声を生かした『差別解消条例』の制定や『言語条例』の制定を目指した。」と議会の取り組みを報告。

当事者として生命保険会社で働く間島さんは「パワハラを受けたが、組合の力を借りて解決し、働き続けている。障害者が職場で働き続けるためには、相談体制を整える必要がある。」と自身の体験を交えて話しました。

最後に障害ある子どもをもつCU三多摩の副委員長でもある小野塚さんが、グループホームで生活している娘さんとの関わりと共に、「あるスーパーに勤務した当初、職場から娘がパニックになっているから迎えに来て、連れ帰ってもらいたいと連絡があった。障害当事者と認識して雇ったにも拘らず、配慮がされなかった。」と、障害者が働くことへの配慮のなさを指摘しました。

### 「合理的配慮」とは？

参加者からの「合理的配慮とは何か。」との質問に答え、市橋さんが「スウェーデンで、車いすの当事者が通勤するのに駅にエレベーターが未設置だった。その配慮として、駅にエレベーターが設置されるまで、タクシーで通勤してもよいという判断がされた。」また「公務労働の職場で、体を固定するためにひじ掛け付きの椅子が支給されたが、幹部でもないのにという職場の声で廃止された。」という話が紹介されました。また、参加の保護者から「合理的配慮はお金にも直結する。市民の冷たい気持ちも見えてくる。理解を得るにはどうしたらよいか。」との悩みも話されました。

シンポの最後に、市橋さんは「日本国憲法は障がい者の権利条約にも勝る条文を持っている。憲法を守る運動を広げ、職場や地域を変えましょう。」と結びました。とても画期的なシンポジウムでした。(福田記)

### ◆労働相談の現場から◆

#### 試用期間中の不当解雇スピード解決

#### 泣き寝入りしないで良かった

建材会社で働いていた Aさんは子どもの病気

休暇を理由に、試用期間中に「縁がなかったということで。」とって解雇されました。これを不服と感じ、



pixta.jp - 43734710

友人に相談。インターネットで全労連を知り、その紹介でCU三多摩協議会へ相談。

Aさんは5人の子どもの育てるシングルマザー。その事情を話して、正社員として昨年9月17日、上記建材会社に雇用されました。その後3カ月働いてきましたが、低年齢の子どもの病気などで休みが続くことも多く、心苦しく思いながらも、欠勤の電話に対して、「大丈夫、子どもの傍についてあげて。」と言ってくれる事業所の方々に感謝していました。

しかし、昨年12月17日、子どもの看病中、「縁がなかったということで」と電話で解雇通告を受けました。会社側はまわりの従業員に「これは解雇じゃない。」と言っていました。

### 試用期間中の解雇は不当

Aさんから聞き取りをした組合は、これは解雇であり、試用期間中であっても許されないとして、支援活動を開始。早速、①Aさんの労働契約・解雇について、②円満解決を求めるとの2点での団体交渉を申し入れました。

第1回の交渉は1月20日、先方の会議室で行われました。交渉が始まり、当方の申入れの経緯の説明後、同席していた相手方の弁護士が、開口一番「試用期間中なので通告した。」と何が問題なんだ、というような詰問。さらに「解雇された理由を聞いているか。」などと当事者Aさんを侮辱するような発言も。これらの発言に対し、組合側は「法律家とも思えない発言。解雇は試用期間中であってもみだりにしてはならないという判例を知らないの。」と反論、詰問する場面も。

組合は①復職はしない、②円満解決へ半年分の賃金の支払いを請求。後日の回答を求めるとし、交渉を終了しました。

1月29日に、相手方から電話で、解決金は要求額の半分でどうかとの打診があり、Aさんを含め相談した結果、今後のAさんの生活、就職が決まっていないことや小学校低学年のお子さんも抱えていることを考慮し、上乗せを要求。その後、「10万円を上乗せする」との回答を得て、スピード解決となりました。

### 全国一律時給1500円を大宣伝行動

日時 3月8日(日)

12時30分～13時30分

場所 三鷹駅南口2階歩道

○時給1500円を求めるための署名とCU三多摩の宣伝とチラシ配り

○当日は、午後2時から3月執行委員会(三鷹コミュニティセンター)。執行委員会の皆さんの積極的なご参加をお願いします。

○組合員の皆さんも宣伝のみのご参加を!

### お花見交流会のお知らせ

日時 3月29日(日) AM 11時～

場所 ハンセン病療養所多磨全生園  
(東村山市)

#### ◆アクセス

①西部新宿線久米川駅北口より  
清瀬行/全生園前 又は

ハンセン病資料館前下車

②西部池袋線清瀬駅より

久米川駅行/ハンセン病資料館前下車

\*当日はハンセン病資料館の見学も可。

**お願い**：ご家庭にある書き損じのハガキを寄付してください。組合員の連絡等、経費の節減にご協力を。(組合まで送付又はご連絡を)